

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水器貯蔵タンク遮へい壁内漏えい検出器点検において、検出器固定金具の破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	中央操作室現場監視用TVモニタ画面の一部に映像不良が認められたため、当該カメラ及び伝送装置を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉建屋ファンネル点検において、ファンネルに詰まり等の不具合（8箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
4	1号機	タービン建屋ファンネル点検において、ファンネルに詰まり等（9箇所）の不具合が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
5	1号機	活性炭ホールドアップ建屋ファンネル点検において、ファンネル蓋のボルト・ナットなし（2箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理	D	
6	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（3A）に「故障」の警報発生が認められたため、対応検討	D	
7	2号機	原子炉圧力容器表面温度記録計（打点5：制御棒駆動機構ハウジング上部温度）に変動（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
8	3号機	補機冷却海水系ポンプ（C）電動機用電線管接続部のコーキングに剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	エリア放射線モニタに「放射能下限（燃料プール区域西側）」の警報発生が認められたため、対応検討	D	
10	3号機	廃棄物処理系新廃棄物地下貯蔵設備廃樹脂貯蔵タンク廃スラッジ類攪拌抜出ポンプを起動しても樹脂の拔出ができないため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	5号機	タービン建屋2階換気空調系送風機の冷却コイルフィンに目詰まりが認められたため、当該冷却コイルフィンを点検・清掃	D	
12	5号機	定期事業者検査（液体廃棄物処理系設備検査（R3））において、同検査要領書に誤記（検査実施可能期間）が認められたため、対応検討	D	
13	6号機	電気品室換気空調系冷却装置（A）冷水ポンプ電動機点検において、電動機負荷側及び反負荷側軸受嵌め合い部に磨耗及び電動機電源用電線管サポートに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉建屋スチームドレンサンプ（A）ポンプ（B）電動機点検において、電動機負荷側及び反負荷側軸受嵌め合い部に磨耗が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	原子炉建屋油ドレンサンプポンプ（B）電動機点検において、電動機負荷側及び反負荷側軸受嵌め合い部に磨耗が認められたため、当該部を修理	D	
16	集中環境施設	中央操作室現場監視用TVモニター画面の一部に映像不良が認められたため、当該カメラ及び伝送装置を点検・修理	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備ドラム転倒装置（B）の油圧ホース接続部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	補助ボイラ（A）炉内に未燃焼物が確認されたため、当該炉内を点検	D	
19	その他	業務車による保護衣運搬作業において、排風機建屋北側入口扉前の排気ダクト用鉄骨に車両後部を接触させたため、対応検討	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで